

ひとり親家庭のためのしおり (母子・父子・寡婦福祉)

安心な毎日のための

子育て応援！

“すべての子どもたちに明るい未来としあわせを”



お問合せ及び申請先

区 分	所 在 地	電 話	FAX
中区厚生部福祉課 児童福祉係	〒730-8565 広島市中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル2階	504-2569	504-2175
東区厚生部福祉課 児童福祉係	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター1階	568-7733	568-7781
南区厚生部福祉課 児童福祉係	〒734-8523 広島市南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館1階	250-4131	254-9184
西区厚生部福祉課 児童福祉係	〒733-8535 広島市西区福島町二丁目24-1 西区厚生部・西区地域福祉センター1階	294-6342	294-6311
安佐南区厚生部福祉課 児童福祉係	〒731-0194 広島市安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター2階	831-4945	870-2255
安佐北区厚生部福祉課 児童福祉係	〒731-0221 広島市安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター2階	819-0605	819-0602
安芸区厚生部福祉課 児童福祉係	〒736-8555 広島市安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター1階	821-2813	821-2832
佐伯区厚生部福祉課 児童福祉係	〒731-5195 広島市佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館2階	943-9732	923-1611
こども未来局 こども・家庭支援課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34	504-2723	504-2727

広島市

令和2年4月1日現在

母子・父子・寡婦家庭が利用できる制度

年金・手当・事業等すべて国籍は問いません。

各制度について利用できる世帯を㊤, ㊦, ㊧マークにより表示しています。

(所得等条件が定められているものもありますので手続き、詳しいことなどはお問い合わせください。)

手当、年金など

児童扶養手当 ㊤ ㊦

父または母がいないか、実質的に父または母が不在の状態となっている家庭の児童を養育している母、父または養育者に対して支給します。18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童が支給対象ですが、中度以上の障害児の場合は、20歳未満まで対象となります。(対象児童の障害程度に関する審査、所得制度があります。)

手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

特別児童扶養手当 ㊤ ㊦

身体、知的または精神に中度以上の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を養育している方に対して支給します。(対象児童の障害程度に関する審査、所得制限があります。)

手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

遺族基礎年金 ㊤ ㊦

一定の保険料納付要件を満たしている国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給します。

なお、子とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子又は1・2級の障害の状態にある20歳未満の子をいいます。

手続き・詳しいことなど☎各区保険年金課又は年金事務所

寡婦年金 ㊧

第1号被保険者(任意加入を含む。)としての保険料納付済期間と保険料免除期間で老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、何の年金も受けないで死亡した場合に、その夫によって生計を維持され、かつ、10年以上婚姻関係が継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給します。

手続き・詳しいことなど☎各区保険年金課

児童手当 ㊤ ㊦

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給します。

手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

就学援助制度 ㊤ ㊦

経済的理由により就学に支障が生じないように、小学校、中学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校に在学する児童又は生徒の保護者へ、一定の所得基準などに基づいて、学用品費などの援助を行います。国立、県立、私立も対象です。

手続き・詳しいことなど☎各学校又は教育委員会学事課(☎504-2469 ☎504-2509)

特別支援教育就学奨励費の支給 ㊤ ㊦

小・中学校、中等教育学校前期課程の特別支援学級等に就学している児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行います。

手続き・詳しいことなど☎各学校又は教育委員会学事課(☎504-2469 ☎504-2509)

家事、養育などの援助

ファミリー・サポート・センター ㊤ ㊦

保護者の残業や用事の際の子どもの一時預かりなど、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人を会員登録し、子育ての援助活動の相互調整を行います。

手続き・詳しいことなど☎広島市ファミリー・サポート・センター事務局(☎246-4455 ☎246-9109)又は各区地域子育て支援センター(中区を除く)

ひとり親家庭等日常生活支援 ㊤ ㊦ ㊧

ひとり親家庭等が、就職活動、疾病、残業などの事由により一時的に支援が必要な場合等に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活の世話や子育て支援を行います。

手続き・詳しいことなど☎各区福祉課又は広島市母子寡婦福祉連合会(☎264-0505 ☎264-0506)

青少年支援メンター制度 ㊤ ㊦

人生経験豊富な大人(メンター)が、子ども(小・中学生)と1対1の関係で継続的・定期的に交流し、信頼関係を築きながら心の成長を支援します。交流は原則として1年間。放課後や休日を利用して月1・2回から週2回程度、1回あたり約2時間、一緒に遊んだり宿題をしたりして過ごします。

手続き・詳しいことなど☎こども未来局こども・家庭支援課(☎504-2261 ☎504-2727)

シルバー人材センター ㊤ ㊦ ㊧

家事・子守りの手助け、軽度な介護等を必要とする家庭に対して、会員がサービスの提供を行います。

手続き・詳しいことなど☎シルバー人材センター(☎223-1156 ☎223-8528)

ひとり親家庭等生活支援講習会 ㊤ ㊦ ㊧

ひとり親家庭等の生活基盤の一層の安定を図るため、養育や健康づくり等に関する各種の講座を行います。
詳しいことなど☎広島市母子寡婦福祉連合会 (☎264-0505 ㊧264-0506)

ひとり親家庭学習支援 ㊤ ㊦

ひとり親家庭の小学4年生から高校生を対象に、無料で学習指導や進路相談などを行います。
詳しいことなど☎広島市母子寡婦福祉連合会 (☎264-0505 ㊧264-0506)

ひとり親家庭等居場所づくり ㊤ ㊦

ひとり親家庭等の子ども(小学生及び中学生)が、気軽に集まれる場所を提供し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供(実費負担あり)等を行います。
詳しいことなど☎こども未来局こども・家庭支援課 (☎504-2723 ㊧504-2727)

医療費の補助など

ひとり親家庭等医療費の補助 ㊤ ㊦

ひとり親家庭の母または父及びその児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童)等が、医療機関等で受診した場合、医療費の自己負担分を補助します。(所得制限があります)
手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

こども医療費の補助 ㊤ ㊦

入院は「中学3年生」まで、通院は「小学3年生」までの子どもが、医療機関等で受診した場合に、医療費の自己負担分から一部負担金の額を控除した額を補助します。(所得制限があります)
手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

未熟児養育医療 ㊤ ㊦

入院養育が必要な未熟児が、指定された医療機関で治療を受けるための医療費を助成します。(世帯の所得税額等により負担金があります)
手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

自立支援医療(育成医療) ㊤ ㊦

身体に障害のある18歳未満の児童が、指定された医療機関で、その障害の除去や軽減を図るための医療費を助成します。(原則、医療費の1割負担(ただし、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担上限額を設定)です。また、事前申請が必要です。)
手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

小児慢性特定疾病医療費助成 ㊤ ㊦

小児がんなどの慢性的な病気により、長期の療養が必要な18歳未満の児童等に対して医療費の助成をします。(市町村民税等により負担金があり、申請書の受理日から助成します)
手続き・詳しいことなど☎各区福祉課



自立促進など

母子家庭等就業支援 ㊤ ㊦ ㊧

広島市母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親と子、寡婦の就業相談や求人情報提供などの就業支援を行うほか、自立に必要な知識技能を習得する講習会(介護職員初任者研修・パソコン等)やセミナーを開催します。また、生活上かかえている問題を解決するため、弁護士による特別相談も行います。
手続き・詳しいことなど☎各区福祉課又は広島市母子寡婦福祉連合会 (☎264-0505 ㊧264-0506)
就労相談など☎広島市母子家庭等就業・自立支援センター (☎261-2235 ㊧261-2236)

自立支援教育訓練給付金 ㊤ ㊦

ひとり親家庭の親が、本市が指定した講座を受講し修了した場合に、教育訓練経費の6割(上限20万円。専門実践教育訓練講座の場合は、修学年数×20万円(上限80万円。))に相当する額を支給します。(所得制限等があります)
手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

高等職業訓練促進給付金等 ㊤ ㊦

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため、養成機関で1年以上修業し、資格の取得が見込まれる方に給付金を支給します。(所得制限等があります)
手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 ㊤ ㊦

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子どもが、高等学校卒業程度認定試験受験のための対策講座を受講し修了した場合等に、受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給します。(所得制限等があります)
手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

ハロートレーニング(公的職業訓練)の受講あっせん等 ㊤ ㊦

求職中の母子家庭の母等が、再就職に必要な技能及び知識を習得するため、「公共職業訓練」や「求職者支援訓練」の受講のあっせんを行います。(受講料は原則として無料(一部、有料のコースあり。)、ただし、教材費等自己負担あり。)
また、職業訓練終了後は、公共職業安定所及び職業訓練実施機関が早期就職を支援します。
手続き・詳しいことなど☎公共職業安定所

教育訓練給付 ㊤ ㊦ ㊧

雇用（失業）保険の被保険者又は被保険者であった方で、一定の要件を満たしている場合、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し修了したときに、教育訓練経費の一部を給付します。

手続き・詳しいことなど☎公共職業安定所

資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉資金 ㊤ ㊦ ㊧

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母や父子家庭の父、20歳未満の両親のいない児童に対し母子福祉資金や父子福祉資金、また子どもが20歳以上になっている又は子どものいない寡婦等には寡婦福祉資金の貸付けを行います。

〈資金の種類〉

- ①事業開始資金 ②事業継続資金 ③修学資金 ④技能習得資金 ⑤修業資金 ⑥就職支度資金
⑦医療介護資金 ⑧生活資金 ⑨住宅資金 ⑩転宅資金 ⑪就学支度資金 ⑫結婚資金

手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

ひとり親家庭等緊急援護資金 ㊤ ㊦ ㊧

20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯や寡婦世帯（40歳以上で配偶者のない女子）、又は両親のいない20歳未満の方のみで構成される世帯に対し、緊急に必要とする資金の貸付けを行います。

手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

生活一時資金 ㊤ ㊦ ㊧

不測の出費等により一時的に生活に困っている世帯に対して無利子で資金の貸付けを行います。

手続き・詳しいことなど☎各区福祉課又は各区生活課

小口生活資金 ㊤ ㊦ ㊧

生活に困窮している人に対して予算の範囲内で生活に必要な資金の貸付けを行います。

手続き・詳しいことなど☎各区生活課

交通遺児等生活資金 ㊤ ㊦

自動車事故により保護者が死亡又は重度の後遺障害者になった0歳から義務教育終了前の児童に、無利子で資金の貸付けを行います。また、年齢に関係なく、交通事故による重度の後遺障害者に対しては、介護料を支給します。

手続き・詳しいことなど☎独立行政法人 自動車事故対策機構広島主管支所

（西区観音新町2-4-25第一菱興ビル1階 ☎297-2255 ☎297-2251）

交通遺児育英会奨学金 ㊤ ㊦

保護者が道路上の交通事故で死亡、もしくは重い後遺障害で働けないために学資に困っている高校生・大学生等に学資の貸付けを行います。

手続き・詳しいことなど☎各学校

生活福祉資金 ㊤ ㊦ ㊧

低所得世帯等に無利子又は低利子で、総合支援資金、教育支援資金、福祉資金などの貸付けを行います。

手続き・詳しいことなど☎お近くの民生委員又は各区社会福祉協議会

広島県高等学校等奨学金 ㊤ ㊦

経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、修学上必要な学資金の一部（修学奨学金）、入学に必要な経費の一部（入学準備金）を貸し付けます。

手続き・詳しいことなど☎各学校又は広島県教育委員会教育支援推進課（☎513-4996）

施設への入所など

母子生活支援施設 ㊤

母子家庭の母と児童を共に保護し、生活・住宅・教育・就職、その他について援護する施設で、市内に4か所あります。

広島和光園 南区宇品東三丁目6-26 (☎254-0480 ☎254-0481)

さくら苑 西区草津東二丁目20-19 (☎271-4391 ☎274-4606)

高松ハイツ 安佐北区亀山五丁目45-24 (☎812-2045 ☎814-7442)

メゾンクオーレ 南区段原山崎一丁目4-23 (☎209-2633 ☎209-2644)

手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

保育園、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所 ㊤ ㊦

保護者が働いていたり病気にかかっているため、乳幼児を昼間に家庭で保育できないとき、保護者に代わり保育します。ひとり親家庭において保護者が就労している場合、入園が優先されます。

入園相談・詳しいことなど☎各区福祉課

保育園等の一時預かり ㊤ ㊦

乳幼児が保育園等に入園していない世帯において、保護者がパート勤務、病気・事故などやむを得ない理由や育児疲れのリフレッシュ、ボランティア活動への参加等の私的理由等により家庭での保育が一時的に困難になる場合、月9日を限度として（病気や事故などの場合は原則14日以内）、昼間乳幼児を保育園等でお預かりしています。待機児童家庭や勤務日数が多い方については、月9日を超えてお預かりすることもできます。

詳しいことなど☎保育指導課（☎504-2154 ☎504-2254）

乳幼児の短期入所措置 ㊤ ㊦

満2歳に達するまでの乳幼児がいる家庭で、一時的に乳幼児の世話が困難となったときお世話します。

手続き・詳しいことなど☎児童相談所（☎263-0694 ☎263-0705）又は各区地域支えあい課

子育て短期支援 ㊤ ㊦

・短期入所生活援助（ショートステイ）

保護者が病気などで一時的に児童の養育ができない場合は、児童養護施設などでお世話します。また、母子が緊急一時的に保護を必要とする場合は、母子生活支援施設で預かります（原則7日以内）。

・夜間養護（トワイライトステイ）等

保護者が仕事などにより夜間又は休日不在となり、児童（小学生）の養育が十分にできないとき児童養護施設でお世話します。

手続き・詳しいことなど☎各区地域支えあい課又は児童相談所（☎263-0694 ㊦263-0705）

児童館 ㊤ ㊦

遊戯室、図書室、工作室などを備え、子どもたちが自由に遊ぶことができる施設です。小・中学生、乳幼児（保護者同伴）、児童健全育成団体等が利用できます。

詳しいことなど☎各区地域起こし推進課

放課後児童クラブ ㊤ ㊦

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童館や小学校内の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供しています。また、一部の小学校区（※）では、民間の放課後児童クラブでの受入を行っています。

（※）受入を行う小学校区及び民間事業者の連絡先は、広島市ホームページに掲載しています。

詳しいことなど☎児童館のある学区は各区地域起こし推進課、児童館のない学区は教育委員会青少年育成部放課後対策課（☎242-2014 ㊦242-2018）、民間放課後児童クラブは民間事業者

市営住宅の入居 ㊤ ㊦

住宅に困窮しているひとり親世帯（現に20歳未満の児童を扶養している方）は、市営住宅への入居に係る抽選において、持ち玉数が優遇されます。

手続き・詳しいことなど☎各区建築課（安佐南及び安佐北を除く区建築課は、指定管理者が受付します。）

市営店舗の入店 ㊤

母子世帯の母は、市営店舗への入店に係る抽選において、持ち玉数が優遇されます。

手続き・詳しいことなど☎市営店舗のある区の建築課（中・東・南・西区）（指定管理者が受付します。）

減税など

所得税、市・県民税の軽減 ㊤ ㊦ ㊧

配偶者と死別・離婚後再婚していない人などのうち、所得が500万円以下である、生計を一にする子を扶養しているなど、一定の要件に該当する人は、所得税等及び市・県民税の寡婦・寡夫控除が受けられます。

また、これらの人の前年中の所得が125万円以下の場合には、市・県民税は非課税となります。

手続き・詳しいことなど☎税務署又は各市税務所市民税係・税務室

水道料金及び下水道使用料の減免 ㊤ ㊦

ひとり親家庭等の水道料金及び下水道使用料の一部を減免します。（所得制限があります。）

手続き・詳しいことなど☎各区福祉課 又は水道局各営業所

国民年金保険料の免除 ㊤ ㊦ ㊧

自営業者などの第1号被保険者については、前年中の所得が一定金額以下の場合などに保険料の全額または一部が免除される制度があります。また、前年中の所得が一定金額以下の学生や40歳代までの方には、保険料を後払いできる制度もあります。

手続き・詳しいことなど☎各区保険年金課

国民年金保険料の産前産後期間の保険料免除 ㊤

第1号被保険者については、出産予定日または出産日の属する月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から翌々月までの期間に係る保険料が、届出によって免除される制度があります。

手続き・詳しいことなど☎各区保険年金課

国民健康保険料の減免・軽減 ㊤ ㊦ ㊧

災害等により著しい損害を受けた場合や、失業や入院等により世帯の所得見込み額が前年より著しく減少するなど、特別な理由により、保険料を納めることが困難になった場合、保険料の減免を受けられることがあります。

また、倒産・解雇や雇い止めなどにより離職された人は要件に該当する場合、保険料等が軽減されることがあります。

手続き・詳しいことなど☎各区保険年金課

私立幼稚園（新制度未移行園）副食費の補助 ㊤ ㊦ ㊧

私立幼稚園（新制度未移行園）では、一定の所得以下の人及び全世帯の第3子以降の副食費を補助します。

手続き・詳しいことなど☎幼稚園又は教育委員会学事課（☎504-2469 ㊦504-2509）

私立小・中学校等授業料の減額 ㊤ ㊦

県立の私立小・中学校に通う生徒について、保護者等の収入状況により、授業料を減額します。また、生活保護を受けた場合や入学以降に家計が急変した場合にも授業料を減額する制度があります。

手続き・詳しいことなど☎各学校又は広島県環境県民局学事課（☎513-2758）

高等学校等の就学支援金及び授業料等軽減 ㊤ ㊦

県内の高等学校等に通う生徒について、保護者等の収入状況により、高等学校等就学支援金を支給し、授業料等の負担を軽減します。

手続き・詳しいことなど☎（公立学校）広島県教育委員会教育支援推進課（☎222-3015）

☎（私立学校）各学校又は広島県環境県民局学事課（☎513-2758）

高等学校等の入学料の免除 ㊤ ㊦

県内の公立高等学校等に入学する生徒について、保護者全員の住民税所得割が非課税の場合に、入学料を免除します。
 手続き・詳しいことなど☎(県立高等学校) 広島県教育委員会高校教育指導課 (☎513-4992)
 ☎(市立高等学校) 広島市教育委員会学事課 (☎504-2469)

奨学のための給付金 ㊤ ㊦

高等学校等に通う生徒について、県内在住の住民税所得割が非課税の保護者等に対し、学用品等の授業料以外の教育費を助成するための給付金を支給します。
 手続き・詳しいことなど☎(国公立学校) 広島県教育委員会教育支援推進課 (☎222-3015)
 ☎(私立学校) 各学校又は広島県環境県民局学事課 (☎513-2758)

保育料・副食費の軽減 ㊤ ㊦

ひとり親世帯のうち、4月から8月までの間は前年度分、9月から翌年3月までの間は当年度分の市町村民税額が一定額以下の世帯の保育料・副食費が軽減されます。
 また、未婚のひとり親(※)世帯を対象に、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しています。婚姻歴のないひとり親世帯は、保育料・副食費が軽減される場合があります。
 (※)未婚のひとり親とは、婚姻によらないで母(父)になり、現に婚姻(事実婚を含む)をしていない方のことをいいます。
 手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

市営住宅家賃の減免 ㊤ ㊦ ㊧

市営住宅入居者で収入の減少等により、家賃の納付が著しく困難な場合には、家賃を減免します。
 手続き・詳しいことなど☎各区建築課(安佐南及び安佐北を除く区建築課は、指定管理者が受付します。)

旅客鉄道株式会社通勤定期乗車券の割引 ㊤ ㊦

児童扶養手当を受給している世帯の人及び生活保護世帯の人が旅客鉄道株式会社通勤定期乗車券(鉄道のみ)を購入する場合に、3割を割引します。
 手続き・詳しいことなど☎各区福祉課

相談の窓口

各区福祉課

ひとり親家庭等の福祉に関する相談を、母子・父子自立支援員や家庭相談員が受けています。お住まいの区の福祉課へご相談ください。
 また、地域では民生委員・児童委員や母子生活相談員が相談を受けています。

児童相談所・こども療育センター

子育ての悩み、心と体の発達などについて専門的な相談を受けています。

相談機関	所在地	電話	FAX
児童相談所	東区光町二丁目15-55	263-0694	263-0705
こども療育センター		263-0683	261-0545
北部こども療育センター	安佐北区可部南五丁目8-70	814-5801	815-0541
西部こども療育センター	佐伯区海老山南二丁目2-18	943-6831	943-6865

保健センター

健康のことや育児などについての相談を受けています。

地域子育て支援センター

育児の悩みや子育てに関する相談を受けています。

区分	所在地	保健センター		地域子育て支援センター	
		電話	FAX	電話	FAX
中区	中区大手町四丁目1-1	504-2109	504-2175	504-2174	504-2175
東区	東区東蟹屋町9-34	568-7735	568-7781	261-0315	568-7781
南区	南区皆実町一丁目4-46	250-4133	254-9184	250-4134	254-9184
西区	西区福島町二丁目24-1	294-6384	233-9633	503-6288	233-9633
安佐南区	安佐南区中須一丁目38-13	831-4944	870-2255	877-2146	877-2146
安佐北区	安佐北区可部三丁目19-22	819-0616	819-0602	819-0617	819-0602
安芸区	安芸区船越南三丁目2-16	821-2820	821-2832	821-2821	821-2832
佐伯区	佐伯区海老園一丁目4-5	943-9733	923-1611	921-5010	921-5010

青少年総合相談センター (中区国泰寺町一丁目4-15)

幼児期から思春期、青年期までの心理や行動の問題、発達の課題など、あらゆる相談を受けています。
 ・不登校、ひきこもり・友達関係・子どもへの関わり方などの相談……(☎242-2117 ※月～土 9:00～17:00)
 ・いじめ110番……(☎242-2110 24時間年中無休)
 (「子どものいじめ」やあらゆる「子どものSOS」に関する相談)
 ・障害のある子どもについての就学・教育相談……(☎504-2197 ※月～金 9:00～17:00)
 (分室 ☎264-0422 ☎264-0436)
 ※月～金 9:00～17:00

※「いじめ110番」以外は、祝休日、8/6、12/29～1/3除く。

少年サポートセンターひろしま (中区国泰寺町一丁目4-15 ☎242-7867) (月～金10:00～17:00 (祝休日, 8/6, 12/29～1/3除く。))

少年の非行問題全般, 少年犯罪に関する相談を受けています。

市民相談センター (☎504-2120 ☎504-2121)

市政に対するご意見やご要望, 日常生活上の法律関係や交通事故に関する困りごとなどの相談を受けています。

医療安全支援センター (中区国泰寺町一丁目6-34 健康福祉局医療政策課内 ☎504-2051 ☎504-2258)

(月～金9:00～15:00 (祝休日, 8/6, 12/29～1/3除く。))

患者・家族等から医療に関する悩みや心配ごとの相談を受けています。

民生委員・児童委員

子育てや福祉に関する困りごとや悩みをもっている方の相談相手となります。お住まいの地域の担当の児童委員・民生委員は各区地域支えあい課へお問い合わせください。

広島市社会福祉協議会地域福祉推進課事業係 (☎264-6404 ☎264-6413)

(南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま6階 広島市総合福祉センター内)

福祉全般に関すること, 生活上のいろいろな心配ごとなどの相談を受けています。なお, 各区社会福祉協議会でも相談を受けています。

広島市くらしサポートセンター

さまざまな理由により経済的な面で生活に困っている人の相談に応じています。

相談日時: 月～金8:30～17:15 (祝休日, 8/6, 12/29～1/3除く。)

名 称	所 在 地	電 話	F A X
中区 くらしサポートセンター	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 中区社会福祉協議会内	545-8388	264-6413
東区 くらしサポートセンター	東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター4階 東区社会福祉協議会内	568-6887	
南区 くらしサポートセンター	南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館3階 南区社会福祉協議会内	250-5677	
西区 くらしサポートセンター	西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター4階 西区社会福祉協議会内	235-3566	
安佐南区 くらしサポートセンター	安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター5階 安佐南区社会福祉協議会内	831-1209	
安佐北区 くらしサポートセンター	安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター4階 安佐北区社会福祉協議会内	815-1124	
安芸区 くらしサポートセンター	安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター3階 安芸区社会福祉協議会内	821-5662	
佐伯区 くらしサポートセンター	佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館5階 佐伯区社会福祉協議会内	943-8797	

本 部 : 統括 ☎264-6405 (南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま6階 広島市社会福祉協議会内)

Email : kurasapo@shakyohiroshima-city.or.jp

広島市母子家庭等就業・自立支援センター (☎261-2235 ☎261-2236)

(南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま5階 広島市総合福祉センター内)

ひとり親家庭の親・子及び寡婦の方の就業相談, 求人情報の提供などの就業支援を行っています。また就業支援セミナー, 各種講習会 (パソコン・介護職員初任者研修など) の開催や, 各区での訪問相談も実施しています。

(一財) 広島市母子寡婦福祉連合会 (☎264-0505 ☎264-0506)

(南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま5階 広島市総合福祉センター内)

ひとり親家庭の親・子及び寡婦が集い, 語り合い, 支えあって生活向上を目指す自立的な団体です。母子寡婦福祉に関すること, 生活上の心配ごとなどの相談を受け, 自立支援を行っています。

公共職業安定所 (ハローワーク)

就職や職業訓練など, 職業に関する相談を受けています。

公共職業安定所 (ハローワーク)	所 在 地	電 話	F A X	居 住 区
ハローワーク広島	中区上八丁堀8-2 広島清水ビル1F～4F	223-8609	223-5122	中区, 西区, 安佐南区, 佐伯区 (ハローワーク廿日市の管轄を除く)
ハローワーク広島東	東区光が丘13-7	264-8609	264-1355	東区, 南区, 安芸区
ハローワーク可部	安佐北区可部南三丁目3-36	815-8609	814-6222	安佐北区
マザーズハローワーク広島	中区立町1-20 N R E G 広島立町ビル3F	542-8609	542-8610	全区
ハローワーク廿日市	廿日市市串戸四丁目9-32	0829 32-8609	0829 32-3350	佐伯区のうち湯来町, 杉並台

◇休日・夜間に子どもが受診できる医療機関など

(時間は受付時間)

	月～金曜日	土曜日	日曜日・祝日
昼 間	かかりつけ医 (かかりつけ医とは、 病気の初期診療や健康相談を気軽に受けられる身近な診療所 (医院やクリニックなど)の医師のことです。)	かかりつけ医 広島市医師会運営・安芸市民病院 (小児科) 安芸区畑賀 2丁目14-1 ☎827-0121 8:30～16:30 ※祝休日の土曜日、 8/6, 12/29～1/3は休診	在宅当番医 (各診療科目) 9:00～17:30 (当日の新聞、市ホームページに掲載)
		広島口腔保険センター (歯科) 東区二葉の里 3丁目2-4 ☎262-2672 9:00～15:00	
夜 間	休日や夜間でも診てもらえるかかりつけ医がいれば、そちらを優先してください。	舟入市民病院 (耳鼻咽喉科) 中区舟入幸町14-11 ☎232-6195 19:00～22:30 ※祝休日の土曜日、8/14～8/16, 12/31～1/3は休診	安佐市民病院 (小児科) [日曜のみ] 安佐北区可部南 2丁目1-1 ☎815-5211 18:00～22:00 ※祝休日、8/6, 12/29～1/3は休診
		広島市医師会千田町夜間急病センター (内科 15歳以上) (眼科) (整形外科・外科 (けが)) 中区千田町 3丁目8-6 ☎504-9990 19:30～22:30 ※12/31～1/3は休診	
	安佐医師会可部夜間急病センター (内科 15歳以上) 安佐北区可部 4丁目11-28 ☎814-9910 19:00～22:30 ※12/31～1/3は休診	/	
24時間365日体制で診療		舟入市民病院 (小児科) 中区舟入幸町14-11 ☎232-6195	

救急医療情報などの問合せ先

◇救急相談センター広島広域都市圏

看護師が症状を聞いて緊急性を判断し、救急車の要請や医療機関への受診、応急手当などのアドバイスをします。また、今、受診できる医療機関を紹介します。

☎局番なしの#7119, 又は246-2000 (24時間365日受付)

※受診されるときは、事前に医療機関に連絡して受診してください。

◇広島市ホームページ (トップページ上部の“救急当番医”)

アドレス <https://www.city.hiroshima.lg.jp> (携帯電話も同じ)

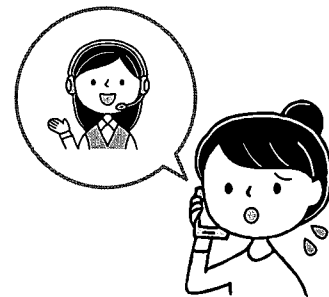
◇救急医療 NET HIROSHIMA (広島県)

休日・夜間当番医などを電話・FAXで案内しています。

フリーダイヤル ☎0120-169-901

アドレス <http://www.qq.pref.hiroshima.jp>

(携帯電話の場合は末尾に /kt/)



子どもの急病時に役立つ情報

◇こどもの救急電話相談 (広島県)

診察を受けるかどうか迷ったとき、看護師等がアドバイスします。

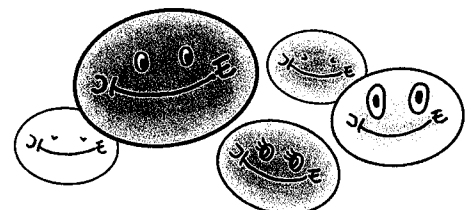
☎局番なしの#8000, 又は505-1399 (毎日19:00～翌8:00)

◇おかあさんのための救急&予防サイト「こどもの救急」

すぐに病院へ行くべきかどうかを判断するとき、参考にするためのホームページです。

((公社) 日本小児科学会監修)

アドレス <http://kodomo-qq.jp>



◇パパ・ママ応援「おうちの看護」

子どもの急病時等の対処方法についての情報が掲載されています。

アドレス <http://www.ikuchan.or.jp/kango>

親と子どもたち一人ひとりのための
 「すくすくサポート・プロジェクト」
 (略称: すくサポ)